



福岡医発第2785号(地)
平成28年 1月23日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

美容医療サービス等に関する苦情相談情報の活用について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局総務課より福岡県保健医療介護部医療指導課を通して別添のとおり連絡がありました。

美容医療サービスに関する身体被害を含む消費者トラブルが発生し続けていることを受け、消費者委員会より厚生労働省に「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」が出されました。その中の建議事項3において、苦情相談情報の活用について言及がされています。

これを踏まえ、厚生労働省医政局より「1. PIO-NET 及び医療安全支援センターの情報活用」、「2. 医療安全支援センターの相談窓口の周知」、「3. 行政手続法に基づく処分等の求めの仕組みの周知」について指示が出され、今般、福岡県保健医療介護部医療指導課より、本県の医療安全支援センターの相談窓口について別紙の通り案内がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医事調停担当理事 白石恒明
会長 廣瀬真恵

27医指第3475号

平成28年1月14日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



美容医療サービス等に関する苦情相談情報の活用について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、厚生労働省医政局総務課から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、標記通知の「2. 医療安全支援センターの相談窓口の周知について」に関して、本県の相談窓口は「ふくおか医療情報ネット」のホームページ
(<http://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/qq/qq40gnconwin.asp?Sodan=16>) において御案内しておりますことを申し添えます。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

【担当】

医療指導係

長田、佐藤(浩)

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277



各医師会通知



医政総発 0107 第 1 号

平成 28 年 1 月 7 日

都 道 府 県
各 保健所設置市
特 別 区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

（ 公 印 省 略 ）

美容医療サービス等に関する苦情相談情報の活用について（依頼）

美容医療サービス等については、これまで、「消費者行政担当部局から提供された美容医療サービスに関する情報への対応について（依頼）」（平成 24 年 3 月 23 日付け医政総発 0323 第 11 号・医政医発 0323 第 2 号厚生労働省医政局総務課長・医事課長連名通知）、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」（平成 25 年 9 月 27 日付け医政発 0927 第 1 号厚生労働省医政局長通知）等にて適切な対応や周知を依頼してきたところです。

その後、美容医療サービスに関する身体被害を含む消費者トラブルが発生し続けていることを受けて、平成 27 年 7 月 7 日付けで、消費者委員会から厚生労働省に「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議（※ 1）」が出され、その中の建議事項 3 において、苦情相談情報の活用について言及されています。

これを踏まえ、改めて、下記のとおりご対応いただきますよう、お願いいたします。

記

1. PIO-NET 及び医療安全支援センターの情報活用について

「消費者行政担当部局から提供された美容医療サービスに関する情報への対応について（依頼）」において、消費者から寄せられた美容医療サービスによる健康被害等に関する情報の提供について、都道府県等の消費者行政担当部局と連携を図り適切に対応するようお願いしているところです。引き続き、消費



者行政担当部局との連携を図るとともに、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）及び医療安全支援センターへ蓄積された情報等を活用し、関係法令等に違反等する事案を適切に把握し、対応が必要な事案については医療機関への指導や立入検査の実施等を的確に行っていただくようお願いします。

なお、本日付で、消費者庁消費者安全課長から各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課長宛てに、「消費者から寄せられた美容医療サービスによる健康被害等に関する情報への対応について（依頼）」通知が発出されているところですので、申し添えます。

2. 医療安全支援センターの相談窓口の周知について

「医療安全支援センター運営要領について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330036 号厚生労働省医政局通知）（※ 2）別添「医療安全支援センター運営要領」の 4（6）において、医療安全支援センターの周知を図ることとしているところ、同センターの相談窓口が一層活用されるよう、同センターにおいて患者等の相談を受け付けていることについて周知をお願いします。

3. 行政手続法に基づく処分等の求めの仕組みの周知について

平成 27 年 4 月 1 日に施行された改正後の行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）では、同法第 36 条の 3 に新たに「処分等の求め」の規定（※ 3）が設けられました。本規定では、国民が、法令違反の事実を発見した際に、是正のための処分等を行政機関等に求めることができるとされております。こうした仕組みが活用されるよう、周知をお願いいたします。

※ 1 内閣府ホームページ

美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議

http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2015/0707_kengi.html

※ 2 厚生労働省ホームページ

「医療安全支援センター運営要領について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330036 号厚生労働省医政局通知）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/070330-2.pdf>

※ 3 総務省ホームページ

行政手続法

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/

(照会先)

厚生労働省医政局総務課 鈴木、家田

TEL:03-5253-1111 (2519)

FAX:03-3501-2048